

みんなでつくる 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち 袖ヶ浦

第2次袖ヶ浦市環境基本計画(概要版)



SODEGAURA
CITY



令和2年3月

袖ヶ浦市

1 計画策定の趣旨

袖ケ浦市（以下「本市」という。）では、平成11年（1999年）に制定した袖ケ浦市環境条例に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、袖ケ浦市環境基本計画を平成15年（2003年）に策定しました。

その後、平成23年（2011年）に発生した東日本大震災に起因する放射性物質等の新たな環境問題への対策の必要性や、環境を取り巻く状況の変化に対応するため、中間見直しを実施し、平成25年（2013年）に袖ケ浦市環境基本計画（改訂版）（以下「前計画」という。）を策定しました。

前計画の計画期間は令和4年度（2022年度）までとなっていますが、平成27年（2015年）に採択された持続可能な開発目標（SDGs）や地球温暖化対策の国際的な枠組みを定めたパリ協定、令和元年（2019年）6月に開催されたG20大阪サミット等の国際的な動向、気候変動適応法の施行、第五次環境基本計画、地球温暖化対策計画の策定等の国内の動向や、第三次千葉県環境基本計画の策定等の変化に対応し、先人が残してくれた豊かな自然環境を次世代に継承するとともに、環境に関する諸問題を計画的に解決していくことを目指し、計画の期間を前倒しし、袖ケ浦市総合計画の策定に合わせ、令和2年度（2020年度）を初年度とする第2次袖ケ浦市環境基本計画（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、袖ケ浦市環境条例第8条の規定に基づいて策定するものであり、本市における環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。また、地球温暖化対策の推進に関する法律において、市町村はその区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するように努めるものとされています。

なお、計画の策定に当たっては、各関係法令や、国・県の環境基本計画、地球温暖化対策計画等を踏まえるとともに、上位計画である袖ケ浦市総合計画との整合を図っています。

3 計画の対象範囲

本計画の対象地域は、市内全域とします。なお、今日の環境問題の中には廃棄物や放射能の問題、大気汚染や水質汚濁等の行政区域の枠を超えた広域的な対応を求められるものもあります。このような課題に対しては、本市の役割を明らかにし、国や千葉県、他自治体とも連携を図り、取組を進めていきます。

また、本計画の対象範囲は、自然環境、生活環境、地球環境、循環型社会の構築、環境意識と行動に区分し、更にその分野に含まれる環境の範囲とします。

4 計画期間

計画の期間は、令和2年度（2020年）から令和13年度（2031年）までの12年間とします。ただし、環境問題や社会経済の変化、科学技術の進展等により、適宜見直しを行います。

5 袖ヶ浦市が目指す環境像

本市は、約6万4千人の人口を有する県内有数の工業都市であり、千葉県の中西部に位置し、東京湾に面しています。市内には、四季折々の花が楽しめる袖ヶ浦公園、東京湾アクアラインが望める袖ヶ浦海浜公園があります。また、内陸部には、小櫃川、浮戸川沿いの平野に広がる稲作地帯、平野の北側には台地があり、畑と集落、屋敷林が織りなす景観が広がります。北東部から東部及び西南部には様々な森林があり、多くの自然が残されています。

このすばらしい環境を市民一人ひとりが大切にし、未来を担う子ども達に伝えていかなければなりません。そして自然と共生する快適な生活環境を守り、創出していく必要があります。

近年では、日常生活や事業活動により、様々な環境負荷が生じており、環境に関する取り組みの重要性はますます高まっています。さらに、環境を取り巻く課題は、様々な要素が幅広く複雑に絡み合っていることから、市民、事業者、市の各主体が環境への関わりを自覚して、協働により積極的に取り組んでいく必要があります。

本市の良好な環境づくりのために、市民、事業者、市が計画を推進していく姿勢を誰にでも分かりやすく表した目標を「目指す環境像」として掲げます。



6 基本目標

基本目標1 豊かな自然と共生するまち【自然環境】

本市では、海、山、川等の豊かな自然環境に囲まれ、そこには多種多様な生物が生息しており、これらは市民が共有する地域の財産として、次の世代に引き継いでいく必要があります。

豊かな自然環境を次世代に引き継ぎ、将来にわたって自然からの恵みを持続的に享受するためには、地域の特性に応じて、湖沼・沿岸域の水環境や、農地、森林、里山等の「水とみどりの保全」を図ることや、絶滅が危惧される希少な野生生物の保護等の「生物多様性の保全」に向けた活動を継続して実施していくことが重要です。

一方では、農作物や人の生活に悪影響をもたらす有害鳥獣や、生活への影響に加えて、生態系等への影響を及ぼす特定外来生物は、必要に応じて駆除を行うなどの「有害鳥獣・特定外来生物への対策」が必要であり、人と野生生物が適切に共存できる環境を目指します。

さらに、市内には、連なる斜面林、広がりのある田園風景や里山、海と対岸の富士山を望む広大な眺望等があり、これらを景観資源と捉えた「景観形成の推進」を図ります。

基本目標2 快適で安全に生活できるまち【生活環境】

市民一人ひとりが健康で快適な生活を送るためには、大気、水等を良好な状態に保つこと、また、身近な生活環境における不快な騒音、振動、悪臭等の影響に悩まされないようにしていく必要があります。

人の生活や産業活動によって生じる大気汚染や水質汚濁等は、人の健康や生態系に深刻な影響をもたらします。安全な生活環境を保全するため、「大気環境、河川及び海域等の水環境、地質環境」を適切に監視等するとともに、「騒音、振動、悪臭」の少ない快適な暮らしの確保を図ります。また、「有害化学物質や放射性物質」についての監視を行い、市民に情報提供を行うことにより、安心して暮らせるまちを目指します。

基本目標3 地球環境を思いやるまち【地球環境】

私たちの日々の生活や事業活動は、電気、ガス、ガソリンなどの多くのエネルギーを大量に消費することで成り立っており、そこから発生する二酸化炭素等が一つの要因となって、地球温暖化等の環境問題を引き起こしています。

持続可能な低炭素社会を実現するため、「再生可能エネルギー等の活用」や「省エネルギー」を推進することにより、「温室効果ガスの削減」等を図ります。

また、地球温暖化による気候変動に起因して、環境、経済、社会に影響が生じていることから、これらに対する「適応策」を推進します。

基本目標 4 環境にやさしい循環型社会を形成するまち【循環型社会の構築】

大量生産、大量消費、大量廃棄というかつての社会経済システムは、天然資源の枯渇やエネルギーの大量消費等の多くの問題を引き起こしてきました。私たちは、廃棄物が燃料エネルギーとしての活用等の貴重な資源となる可能性を秘めていることを認識し、これらが適正に循環する社会構造へと転換させていくことが必要となります。

循環型社会の形成に向けた種々の取組を実効性のあるものとするために、3R活動等により、「廃棄物の減量化・資源化」に取り組むとともに、廃棄物処理施設の整備等により、「廃棄物等の適正処理」の推進を図ります。

また、「廃棄物等の不法投棄・ポイ捨て」に対する監視等を行うとともに、「建設発生土・再生土」の適正な処理を推進します。

基本目標 5 市民参加による環境保全活動を推進するまち【環境意識と行動】

良好な環境を将来へ引き継いでいくためには、環境問題の本質を理解し、日常生活において環境に配慮した行動ができる人材の育成が重要です。

市では、「環境に関する情報」を継続的に発信し、「環境学習・環境教育」を推進することにより、環境意識の啓発を行い、市民が環境や環境問題に関心を持ち、知識を深め、環境の保全に配慮した望ましい判断力を身に付けることにより、環境への責任ある行動をとることができる人材が育成されるよう取り組みます。

また、市内一斉清掃、臨海地区清掃等の市民や事業者との「協働による環境保全活動」を推進するとともに、市民や事業者による「環境保全活動」を支援します。

施 策

環境像	基本目標	基本施策
みんなでつくる 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち 袖ヶ浦	1 豊かな自然と共生するまち	(1) 水とみどりの保全 (2) 生物多様性の保全 (3) 有害鳥獣・特定外来生物への対策 (4) 景観形成の推進
	2 快適で安全に生活できるまち	(1) 大気環境の保全 (2) 水質・土壌・地盤環境の保全 (3) 騒音・振動・悪臭の防止 (4) 有害化学物質・放射性物質への対策
	3 地球環境を思いやるまち	(1) 再生可能エネルギー等の活用 (2) 省エネルギーの推進 (3) 温室効果ガスの削減 (4) 気候変動による影響への適応策の推進
	4 環境にやさしい循環型社会を形成するまち	(1) 3R活動等による廃棄物の減量化・資源化 (2) 廃棄物等の適正処理の推進 (3) 廃棄物等の不法投棄・ポイ捨てへの対策 (4) 建設発生土・再生土への対策
	5 市民参加による環境保全活動を推進するまち	(1) 環境に関する情報発信 (2) 環境学習・環境教育の推進 (3) 協働による環境保全活動の推進 (4) 市民等による環境保全活動への支援
	環境保全のための分野横断的な施策	(1) 持続可能な社会を築くネットワークづくり (2) 災害時等における環境問題への対応

体 系 図

主な取組	
	①水と緑の里整備 ②公共施設における緑地の適正管理 ③農業用ため池周辺の環境整備 ④農地農村の持つ多面的機能に関する普及啓発等 ⑤保存樹木・樹林の保全 ⑥緑地保存協定の締結 ⑦緑の基本計画の策定
	①生物多様性に関する普及啓発 ②遊休・荒廃農地の調査活用 ③希少な野生生物の調査等 ④生物多様性地域戦略の策定
	①有害鳥獣・特定外来生物に関する普及啓発 ②鳥獣被害防止計画の推進 ③有害鳥獣・特定外来生物の防除
	①都市公園の整備・維持管理 ②景観としての農業環境の保全 ③農村公園・フラワーラインの景観維持 ④景観計画の適切な運用 ⑤景観まちづくり活動の推進 ⑥県屋外広告物条例の適用
	①大気汚染物質の監視の継続及び市民への情報提供 ②発生源施設への立入調査の実施 ③自家焼却・野焼きに対する指導 ④公害防止施設の設置指導 ⑤大気環境監視システム及び監視網の見直し
	①公共下水道・農業集落排水設備に係る普及率の向上 ②生活排水の負荷軽減に関する普及啓発 ③事業者への排水適正管理の指導 ④浄化槽の適正な維持管理の指導 ⑤地下水汚染・土壌汚染・地盤沈下対策の推進
	①道路における騒音・振動対策の推進 ②航空機騒音対策の推進 ③家畜糞尿処理対策の推進 ④工場等への監視等の継続
	①有害化学物質の監視の継続及び市民への情報提供 ②農薬等の適正使用の推進 ③事業所等における有害化学物質の管理の推進 ④放射性物質に関する市民への情報提供
	①住宅、事業所等への再生可能エネルギー等の導入促進 ②公共施設への再生可能エネルギーの導入 ③再生可能エネルギー等に関する普及啓発 ④事業用太陽光発電設備の適正な設置及び管理の指導
	①省エネルギー設備等の導入促進 ②省エネルギーに関する情報発信等 ③環境に配慮した製品に関する普及啓発 ④公共施設のLED化の推進
	①地球温暖化対策実行計画の推進 ②地球温暖化に関する情報発信等 ③緑のカーテンづくりの促進 ④公共交通の利用促進 ⑤低燃費車の導入推進 ⑥エコドライブの推進 ⑦安全で安心して利用できる道づくりの推進
	①気候変動の影響に関する情報の収集等 ②各分野における適応策の推進 ③気候変動適応計画の策定
	①3R活動、各種リサイクル法等に関する普及啓発 ②プラスチックごみの削減 ③食品ロスに関する普及啓発 ④バイオマスの利活用 ⑤生ごみ肥料化容器助成制度の実施
	①廃棄物等の適正処理に関する情報発信 ②農業用廃プラスチック処理対策の推進 ③廃棄物処理制度の見直しの検討 ④廃棄物処理施設の整備
	①廃棄物等の不法投棄やポイ捨て対策の推進 ②市職員全員による監視の実施 ③不法投棄監視員・土砂等対策指導員・環境美化推進員による監視等の実施 ④空き地等の雑草対策の推進
	①土砂等対策指導員による監視等の実施 ②土地所有者等への啓発 ③建設発生土・再生土の適正管理 ④関係機関との連携
	①市の環境の状況や各種施策に関する情報の公表 ②広報紙等を活用した環境問題に関する情報提供 ③環境に関する補助教材の提供
	①環境学習講座等の実施 ②子どもを対象とした環境学習等に関する情報提供等 ③公民館、図書館、郷土博物館等の社会教育施設を通じた環境教育活動の推進 ④学校における環境教育の推進 ⑤農業や里山の保全を取り入れた環境教育の実施
	①ボランティアとの協働による里山の保全 ②清掃活動の実施 ③花いっぱい運動の推進 ④資源回収制度の推進
	①環境保全に係る市民活動への支援 ②公園・緑地管理における自治会、ボランティア団体等の参加
	①活動したい人と活動とを結びつける情報ネットワークの活用 ②環境に関する多様な人材の把握
	①災害廃棄物処理計画の策定 ②災害廃棄物処理計画の適切な運用

7 施策展開の基本的な考え方

6 基本目標に掲げた「自然環境」、「生活環境」、「地球環境」、「循環型社会の構築」、「環境意識と行動」の分野ごとの目標の実現に向けて、SDGsの目標も踏まえ、市民、事業者、市が協力して進めていく最も基本となる行動を示す基本施策を掲げ、それぞれの施策に沿って主な取組を示します。

また、本計画においては、特定の施策が複数の異なる課題を統合的に解決することができる環境保全のための分野横断的な施策を展開することとします。

【持続可能な開発目標（SDGs）について】

人間が原因で生じる様々な問題に国際社会が協力して取り組むため、平成27年（2015）9月の国連総会で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。これは、全ての国がともに取り組むべき目標で、その中に「持続可能な開発目標（SDGs）」として令和12年（2030年）までの17の目標と169のターゲットが設定されています。SDGsの目標は、それぞれ関連しており、1つの課題解決の行動によって複数の課題解決を目指すことも可能であり、環境だけではなく、環境・経済・社会のつながりを考え、ともに解決していくことが大切になります。この環境・経済・社会の3つの側面について、バランスがとれ、統合された形で解決するという考え方は、環境基本計画等に示されたわが国の環境政策が目指すべき方向性と基本的に同様であるといえます。

SDGsの17の目標を見ると、「目標6（水）」、「目標7（エネルギー）」、「目標12（生産・消費）」、「目標13（気候変動）」、「目標14（海洋）」、「目標15（生態系・森林）」の目標は、特に環境との関わりが深くなっています。



図 持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標のアイコン

8 各分野の施策

基本目標1 豊かな自然と共生するまち

基本施策（1）水とみどりの保全

市民が自然を身近に感じる環境や、自然とふれあえる場を提供するため、水と緑の里である「椎の森自然環境保全緑地」などの整備や、藤井堰野里堰農村公園、光福堰の草刈りや植栽管理等を行うほか、緑地の保全や緑化の推進を図るため、「緑の基本計画」を策定します。



【主な取組】

- ① 水と緑の里整備
- ② 公共施設における緑地の適正管理
- ③ 農業用ため池周辺の環境整備
- ④ 農地農村の持つ多面的機能に関する普及啓発等
- ⑤ 保存樹木・樹林の保全
- ⑥ 緑地保存協定の締結
- ⑦ 緑の基本計画の策定

基本施策（2）生物多様性の保全

本来あるべき多様な生物が生息、生育できる環境を保全するため、袖ヶ浦市全域を対象とし、生息する動物種、植物種の確認及びその生息・生育状況を把握に努め、希少種等の保護を図るとともに、生物多様性地域戦略を策定し、保全対策を推進します。

【主な取組】

- ① 生物多様性に関する普及啓発
- ② 遊休・荒廃農地の調査活用
- ③ 希少な野生生物の調査等
- ④ 生物多様性地域戦略の策定

基本施策（3）有害鳥獣・特定外来生物への対策

鳥獣による農作物等の被害を軽減するため、鳥獣被害防止計画を推進し、捕獲従事者の確保や育成に努めるとともに、補助事業を活用した防護柵や箱わなの設置による防除を進めるほか、イノシシやアライグマなどの農作物被害を及ぼす有害鳥獣については防除対策を推進し、特定外来生物であるアライグマについては積極的な駆除を行います。

【主な取組】

- ① 有害鳥獣・特定外来生物に関する普及啓発
- ② 鳥獣被害防止計画の推進
- ③ 有害鳥獣・特定外来生物の防除



基本施策（4）景観形成の推進

袖ヶ浦市景観計画に基づく良好な景観の形成に必要な対策を講ずることにより、魅力あふれる袖ヶ浦の景観を将来に引き継ぐため、ひらおかの里農村公園やフラワーラインの景観の向上を図ります。また、県屋外広告物条例を適切に運用することで、良好な景観を形成し、美観風致を維持していきます。

【主な取組】

- ① 都市公園の整備・維持管理
- ② 景観としての農業環境の保全
- ③ 農村公園・フラワーラインの景観維持
- ④ 景観計画の適切な運用
- ⑤ 景観まちづくり活動の推進
- ⑥ 県屋外広告物条例の適用

基本目標2 快適で安全に生活できるまち

基本施策（１）大気環境の保全

良好な大気環境を保全するため、環境を汚染する物質の監視を行い、排出者に対する指導や排出量を削減するための取組を行います。また、自家焼却等の野焼き行為の監視パトロールや指導の強化を図ります。

【主な取組】

- ① 大気汚染物質の監視の継続及び市民への情報提供
- ② 発生源施設への立入調査の実施
- ③ 自家焼却・野焼きに対する指導
- ④ 公害防止施設の設置指導
- ⑤ 大気環境監視システム及び監視網の見直し

基本施策（２）水質・土壌・地盤環境の保全

水質環境の改善に向けて、県との協力により土壌・地盤環境が保全され、市民が安心して利用でき、多様な水生生物が生息できる水環境を確保するため、老朽化した污水处理施設については、計画的な長寿命化対策工事の実施や、環境負荷の大きい排水事業者への立入調査を実施します。また、県との協力により、井戸所有者に対する指導や揚水量調査、地下水の水質調査等を推進します。

【主な取組】

- ① 公共下水道・農業集落排水設備に係る普及率の向上
- ② 生活排水の負荷軽減に関する普及啓発
- ③ 事業者への排水適正管理の指導
- ④ 浄化槽の適正な維持管理の指導
- ⑤ 地下水汚染・土壌汚染・地盤沈下対策の推進

基本施策（３）騒音・振動・悪臭の防止

騒音、振動、悪臭が低減され、市民が快適に暮らせる生活環境を保全するため、定期的な市内の幹線道路沿道における調査、羽田空港からの離陸に起因する航空機騒音の低減についての要望を行います。また、工場等から発生する騒音等について、適正に指導します。

【主な取組】

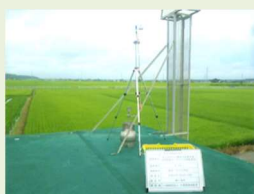
- ① 道路における騒音・振動対策の推進
- ② 航空機騒音対策の推進
- ③ 家畜糞尿処理対策の推進
- ④ 工場等への監視等の継続

基本施策（４）有害化学物質・放射性物質への対策

市民一人ひとりが化学物質を適正に使用することで、化学物質等による環境リスクが低減され、安全と安心が確保されるため、有害大気汚染物質のモニタリング調査を定期的を実施するとともに、農薬、殺虫剤、除草剤等の適正使用を促進します。また、環境の保全に関する協定を締結した事業所から年間計画書等の提出を求め、化学物質の使用、排出について把握します。

【主な取組】

- ① 有害化学物質の監視の継続及び市民への情報提供
- ② 農薬等の適正使用の推進
- ③ 事業所等における有害化学物質の管理の推進
- ④ 放射性物質に関する市民への情報提供



基本目標3 地球環境を思いやるまち

基本施策（１）再生可能エネルギー等の活用

市内の家庭や事業所において、再生可能エネルギー設備の導入を促進するため、住宅については、県の補助事業を活用して、補助金を交付します。また、防災拠点となる公共施設等について、再生可能エネルギー設備の導入を検討します。さらに、平成31年4月に施行した袖ヶ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドラインに基づき、事業者に対して再生可能エネルギー設備等の適切な設置と管理方法について指導します。

【主な取組】

- ① 住宅、事業所等への再生可能エネルギー等の導入促進
- ② 公共施設への再生可能エネルギーの導入
- ③ 再生可能エネルギー等に関する普及啓発
- ④ 事業用太陽光発電設備の適正な設置及び管理の指導



基本施策（２）省エネルギーの推進

市民一人ひとりが積極的に省エネルギーに取り組むため、エネファームをはじめとした家庭用蓄電池等の省エネルギー設備の導入を促進するとともに、省エネルギー設備や省エネルギー製品に関する普及啓発を行います。また、LED照明を公共施設に導入することで、市自らが省エネルギー対策を推進します。

【主な取組】

- ① 省エネルギー設備等の導入促進
- ② 省エネルギーに関する情報発信等
- ③ 環境に配慮した製品に関する普及啓発
- ④ 公共施設のLED化の推進

基本施策（３）温室効果ガスの削減

温室効果ガスの排出量を削減するため、袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画（第四次計画）に基づき温室効果ガスの排出量の低減に取り組み、その結果を広く公表します。また、地球温暖化に関する情報を発信するとともに、市自らの取組結果を公表し、意識啓発を行います。さらに、ヒートアイランド対策等に有効である緑のカーテンづくりを促進します。

【主な取組】

- ① 地球温暖化対策実行計画の推進
- ② 地球温暖化に関する情報発信等
- ③ 緑のカーテンづくりの促進
- ④ 公共交通の利用促進
- ⑤ 低燃費車の導入推進
- ⑥ エコドライブの推進
- ⑦ 安全で安心して利用できる道づくりの推進



基本施策（４）気候変動による影響への適応策の推進

気候変動による適応策として、市民や事業者がそれぞれ適応を進めることができるよう、クールビズなど気候変動に関する各分野における適応策を推進するとともに、気候変動適応計画を策定します。

【主な取組】

- ① 気候変動の影響に関する情報の収集等
- ② 各分野における適応策の推進
- ③ 気候変動適応計画の策定

基本目標 4 環境にやさしい循環型社会を形成するまち

基本施策（１）３Ｒ活動等による廃棄物の減量化・資源化

全ての市民、事業者及び市が、環境への負荷を低減させる質の高い循環型社会を実現するため、３Ｒや各種リサイクル法等に関する普及啓発を行うとともに、レジ袋やペットボトルなどの使い捨てプラスチック容器の使用削減、食品ロスの削減等による環境への負荷を低減させる普及啓発を行います。

【主な取組】

- ① ３Ｒ活動、各種リサイクル法等に関する普及啓発
- ② プラスチックごみの削減
- ③ 食品ロスに関する普及啓発
- ④ バイオマスの利活用
- ⑤ 生ごみ肥料化容器助成制度の実施

基本施策（２）廃棄物等の適正処理の推進

廃棄物等が適正に処理され、循環型社会を形成するため、市の取組や法改正等の周知等を行うなど、適正処理に係る情報発信を行います。また、施設園芸農家等から排出される農業用ビニールなどの回収処理費用の一部を助成することで、農業用廃プラスチック対策を推進します。さらに、老朽化している廃棄物処理施設の整備に向け、関係市町との協議等を行います。

【主な取組】

- ① 廃棄物等の適正処理に関する情報発信
- ② 農業用廃プラスチック処理対策の推進
- ③ 廃棄物処理制度の見直しの検討
- ④ 廃棄物処理施設の整備

基本施策（３）廃棄物等の不法投棄・ポイ捨てへの対策

廃棄物等の不法投棄やポイ捨ての不適正処理の未然防止を図るため、不法投棄監視カメラや不法投棄防止看板の設置、ポイ捨て防止啓発活動、啓発看板の設置や配布を行うことと併せて、不法投棄監視員・土砂等対策指導員、環境美化推進員によるパトロールを行います。

【主な取組】

- ① 廃棄物等の不法投棄やポイ捨て対策の推進
- ② 市職員全員による監視の実施
- ③ 不法投棄監視員・土砂等対策指導員・環境美化推進員による監視等の実施
- ④ 空き地等の雑草対策の推進



基本施策（４）建設発生土・再生土への対策

建設発生土の適正な管理や再生土への対策を進めるため、土砂等対策指導員による監視や指導を継続的に実施することにより、市内における建設発生土・再生土を把握し、適正に管理します。また、県や不法投棄監視員との合同パトロールの実施、関係機関との担当者連絡会議等を行い、緊密な連携を図ります。

【主な取組】

- ① 土砂等対策指導員による監視等の実施
- ② 土地所有者等への啓発
- ③ 建設発生土・再生土の適正管理
- ④ 関係機関との連携

基本目標5 市民参加による環境保全活動を推進するまち

基本施策（１）環境に関する情報発信

持続可能な社会づくりに向けて、市ホームページなどで、市の環境の状況や各種施策に関する必要な情報を公表します。また、6月の環境月間を中心に広報紙を活用して、環境問題に関する情報提供を行うことと併せ、「袖ヶ浦の環境」をはじめとした、環境に関する資料、パンフレットなどを広く市民、事業者に提供します。

【主な取組】

- ① 市の環境の状況や各種施策に関する情報の公表
- ② 広報紙等を活用した環境問題に関する情報提供
- ③ 環境に関する補助教材の提供

基本施策（２）環境学習・環境教育の推進

幅広い世代や多くの環境項目に関する環境学習や環境教育の機会を提供するため、環境学習講座、自然散策会、職員出前講座等を開催します。また、全ての世代が環境問題を理解し、その解決のために自ら行動できるよう、女性セミナー、スマート出前講座等、社会教育施設を通じた環境教育活動を推進することや、ひらおかの里農村公園を利用した田植え、稲刈りなどの体験学習等を実施します。

【主な取組】

- ① 環境学習講座等の実施
- ② 子どもを対象とした環境学習等に関する情報提供等
- ③ 公民館、図書館、郷土博物館等の社会教育施設を通じた環境教育活動の推進
- ④ 学校における環境教育の推進
- ⑤ 農業や里山の保全を取り入れた環境教育の実施

基本施策（３）協働による環境保全活動の推進

みんなが環境を保全するために自ら行動を起こし、環境保全活動等に参加するため、椎の森工業団地内自然環境保全緑地におけるボランティアとの協働による下草刈等の軽作業を継続して推進します。また、市内一斉清掃、臨海地区清掃等の市民や事業者の参加による清掃活動を実施するとともに、ポイ捨て啓発活動など、市民参加による啓発活動を実施します。

【主な取組】

- ① ボランティアとの協働による里山の保全
- ② 清掃活動の実施
- ③ 花いっぱい運動の推進
- ④ 資源回収制度の推進



基本施策（４）市民等による環境保全活動への支援

環境問題に関する市民や事業者の自主的な活動を支援するため、水生生物や生息環境の調査等の環境保全を目的とした活動を主体的に実施する市民活動に対し、必要な支援を行います。また、自治会、ボランティア団体等との協力による一部の公園等の維持管理や草花の植栽、新たな団体の募集を行うなどの取組を継続的に推進します。

【主な取組】

- ① 環境保全に係る市民活動への支援
- ② 公園・緑地管理における自治会、ボランティア団体等の参加



9 環境保全のための分野横断的な施策

環境、経済、社会的な課題が複雑に絡み合っている現代社会においては、環境分野においても、特定の施策が複数の異なる課題を解決する、多面的な効果を得ることができる分野横断的な施策を展開することが重要となります。

本計画では、以下のテーマを設定し、環境、経済、社会的な課題の同時解決を目指します。

基本施策（１）持続可能な社会を築くネットワークづくり

自発的に環境活動を行う市民、事業者、市の各主体の活動のつながりが構築されるため、活動したい人や団体と活動とを結びつける情報ネットワークを構築し、環境に関する多様な人材の把握を行っていきます。

【主な取組】

- ① 活動したい人と活動とを結びつける情報ネットワークの活用
- ② 環境に関する多様な人材の把握



基本施策（２）災害時等における環境問題への対応

災害廃棄物処理計画の推進に向けて、様々な分野を横断する組織体制、指揮命令系統等が整備されるため、災害発生時を想定した、分野を横断する組織体制・指揮命令系統、情報収集・連絡、協力・支援体制等を想定した環境問題を踏まえた袖ヶ浦市災害廃棄物処理計画を策定します。

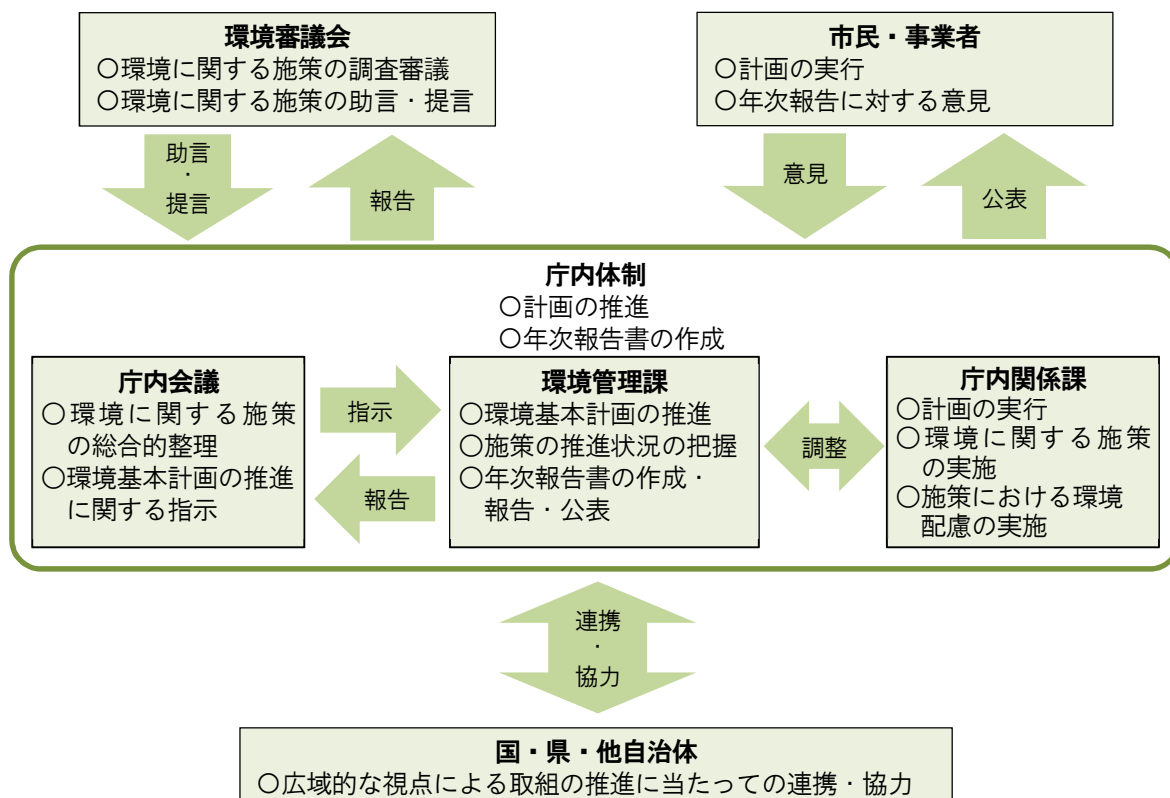
【主な取組】

- ① 災害廃棄物処理計画の策定
- ② 災害廃棄物処理計画の適切な運用



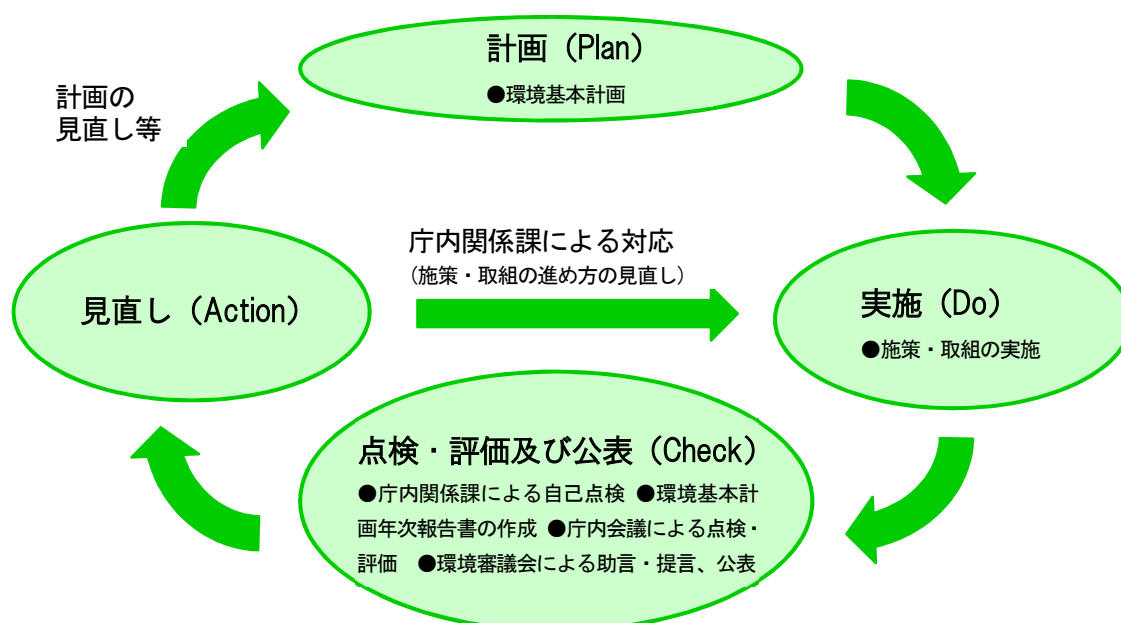
10 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、庁内関係課や庁内会議において調整を行った上で、環境審議会における環境に関する施策の調査審議や提言等を受け、国、県、他自治体との連携・協力を図りながら、計画に位置付けた施策の着実な推進を図ります。



11 計画の進行管理

この計画を着実に推進していくためには、取組の進捗状況を定期的に把握・評価し、計画を見直していく必要があります。そこで、計画の進行管理にマネジメントサイクルの考え方を取り入れ、継続的な改善を図っていきます。





第 2 次袖ヶ浦市環境基本計画(概要版)

— 令和 2 年 3 月策定 —

発行：袖ヶ浦市環境経済部環境管理課

〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場 1－1

TEL：0438-62-3404 FAX：0438-62-7485

E-mail：sode17@city.sodegaura.chiba.jp